2. 治療・暮らしを支える制度

◇休業中の収入保障◇

傷病手当金

病気やけがで給与が支給されない場合、生活を保障する制度です。

- ◆支給の条件◆
 - ①病気療養中
 - ②働けない状況
 - ③連続して4日以上会社を休んでいる
 - ④給与の全部・一部が支払われていない



金額はおおよそ基本給の3分の2 期間は4日目から最長で1年6か月

- *健康保険や共済組合の被保険者に限られます。
- *健康保険の加入期間が1年以上なら、傷病手当金受給中に退職しても継続できます。

手続き/お問合せ



加入している公的医療保険(保険者)

◇働けない場合の収入保障◇

障害年金

病気やけがが原因で生活に支障があり、働くことが制限される場合に、生活を保障す るための年金制度です。

- *身体障害者手帳とは基準や手続きが異なります。
- ◆申請の条件◆ ①国民年金あるいは厚生年金に加入している間に初診日があること (初診日とは、病気やけがについて初めて医師の診察を受けた日)
 - ②初診日までに一定期間以上保険料を納付していること
 - (一般的には20歳から初診日までの期間)
 - ③障害認定日(初診日から1年6か月後または障害認定日)に障害の状態にある こと
 - *金額によっては給与と障害年金は両方受けとることができます。

手続き/お問合せ



各市町村や加入している年金の担当窓口

◇自宅で療養中の障害のある方◇

特別障害者手当

20歳以上で日常生活において常時特別な 介護を必要とする在宅の重度障害者で、 都道府県・市町村の認定を受けた方に支 給される制度です。

*障害者本人や配偶者及び扶養義務者の 所得制限があります。

手続き/お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口

◇障害のあるお子さんの保護者の方◇

中等度以上の障害のある児童を養育している 方で、都道府県・市町村の認定を受けた方に支 給される制度です。

特別児童扶養手当

*児童を養育している方の所得制限があります。

手続き/お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口

◇高齢者・障害者・低所得者の世帯の方◇

生活福祉資金貸付制度

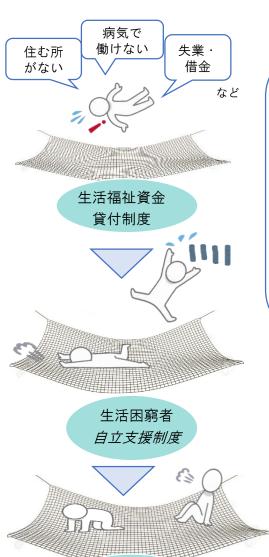
低所得者世帯、障害者世帯、療養を必要とするまたは日常生活上介護を要する高齢者がいる世帯への治療費にかかる経費や療養期間中の生活費等の貸付(無利子もしくは低利子)を行う制度です。貸付条件が細かく決まっており、連帯保証人が必要な場合もあります。

- ◆生活福祉資金で活用できる資金◆
 - ・総合支援資金(生活支援費・住居入居費・一時生活再建費)
 - ·福祉資金(福祉費·緊急小口資金)
 - ·教育支援資金(教育支援費·就学支度費)
 - ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

手続き/お問合せ



各市町村の社会福祉協議会



◇生活を含め経済援助の必要な方◇

生活困窮者自立支援制度

生活に困っている方が生活保護の前の段階でなるべく 早期に自立できるように支援へとつなげていく制度です。

◆支援事業の種類◆

- · 自立支援相談事業
- ・住居確保給付金の支給
- · 就労準備支援事業
- · 家計相談支援事業
- · 就労訓練事業
- ・生活困窮世帯の子どもの学習支援

手続き/お問合せ



各市町村の相談窓口

生活保護

病気等で働けず、収入が少なくなった等、生活に困窮している、またはそうなりそうなときに最低限の生活を保障する制度です。

◆生活保護の種類◆

- ·生活扶助 ·教育扶助
- 住宅扶助医療扶助
- ·介護扶助 ·出産扶助
- · 牛業扶助 · 葬祭扶助

手続き/お問合せ



各市町村の福祉担当窓口や福祉事務所

◆暮らしを支えるセーフティーネット◆

生活保護